

新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8282 e-mail: shizen_yasei@env.go.jp 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 電話番号：03-5521-8285
評価実施日	平成18年4月21日
政策目的	わな猟に伴う人の生命及び身体への危険を防止し、狩猟の適正化を図るもの。
規制の内容	近年、イノシシ等が住宅地に比較的近い田畑等においても出没し、これらの地域でわなを仕掛けることが増えており、子供がわなに閉じこめられる等の事案が生じている。このため、都道府県知事は、銃器に加え、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができることとする。 根拠条文 法第35条
規制の必要性	都道府県知事は、危険の予防又は静穏の保持のため、銃猟を禁止・制限する区域を指定できるとなっているが、わなについてはこのような制度は設けられていない。しかし、近年イノシシ等の出没が多発していることを背景として、住宅地に比較的近い田畑等においてもわなが仕掛けられる事例が増えており、事故も生じていることから、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止又は制限できるとし、人の生命及び身体の保護を図る必要がある。
期待される効果	住宅地等、特定の区域において、わなの設置に伴う事故の防止を図ることができる。
想定される負担	禁止区域においては、危険性の高いわなを用いることができないこととなる。また、制限区域においては、これを用いるために都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	代替措置として住宅地に近い場所等、人への危険が発生する可能性の高い地域には危険なわなを設置しないよう行政指導や啓発を行うことが考えられるが、人の生命及び身体への危険を確実に防止する観点からは、指導若しくは奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。本措置は、人への危険予防等の観点から、都道府県知事が、とらばさみやほこな等の特定のわなについても銃と同様の使用規制を行うことができることとするものであり、上述の必要性を踏まえれば、過大な制限とまではいえない。
備考	
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。